

みなさんのご協力を！

事業所における危険物安全週間行事

(1) 危険物安全週間ポスターの掲出

各事業所の出入口等に、危険物安全週間ポスターの掲出に御協力をお願いいたします。

(2) 自主保安体制の推進

危険物に係る事故の多くが、人的要因に基づいて発生しています。

近年、団塊世代の大量退職により、有資格者が減少傾向にあります。

各事業所において、自主点検・訓練を実施していただき、有資格者の確保、保安意識の高揚に努めて下さい。

(3) 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に係る点検

地下に埋設されている貯蔵タンク及び配管等が腐食劣化し、流出する可能性があります。

そのため、消防法において埋設年数により、地下貯蔵タンクに流出防止対策を講ずることとされています。

このことから、別紙資料を参考に貴事業所のタンク埋設年数等を再確認していただき、流出事故防止のためにも早期対応に努めて下さい。

(4) 事故防止対策の推進

ガソリン等を容器に注入する際には、顧客に対し、ガソリン等の危険性を周知するとともに、従業員が消防法令の基準に適合した容器であることを確認し、またセルフスタンドでは、顧客が自らガソリンを容器に注入することがないように、取扱いに注意して下さい。

(5) ガソリン等の販売における本人確認

令和2年2月1日より、ガソリンの詰め替え販売における本人確認と記録保存が義務化となる消防法令が施行されました。また、令和2年3月1日付けにて、ホームセンター等でガソリン等を容器入りのままで販売される事業者においても本人確認を行うよう消防庁より通知されております。適正な取扱いに努めてください。

(6) セルフスタンドにおける監視業務について

上記(5)のとおり、ガソリンを容器に詰め替えする際には、本人確認等が義務付けられたところですが、県内のセルフスタンドにおいて、監視の目をかいくぐり顧客が自ら容器へ詰め替えを行う事案が多数発生しています。危険物による事故をなくすため、監視業務の徹底をお願いします。

(7) 給油取扱所の設備基準等の改正について

令和2年4月1日より、可搬式制御機器(タブレット等)を用いた給油許可が可能となりました。使用方法、使用エリア等の技術基準が新たに設けられたことで、変更許可申請の対象となります。

また、これまで犬走り上においての物品の展示、販売が可能とされておりましたが、法改正により車両の通行上支障のない場所であれば展示等が可能となっています。ただし、防火塀の高さ以上に積み重ねたり、車両への給油行為や地下貯蔵タンクへの荷卸し等に支障がないよう運用方法を計画し、安全管理に努めてください。

(8) 給油取扱所における給油について

給油取扱所において、可搬型発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクへの直接給油、また、トラック等の車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された状態の自動車等の燃料タンクに対する給油行為が認められるものとして規制緩和されました。

(令和5年3月24日付け 消防危第63号通知)

ただし、セルフの給油取扱所で自ら給油できるのは自動車等及び原動機付自転車のみであること、荷台に積載された自動車等へ給油する際は、自動車の転倒及び動揺の防止並びに静電気防止対策について留意してください。

(9) 給油取扱所における業務等のあり方に関する見直しについて定められました。(令和5年12月6日付け 消防危第324号通知)

ア 固定給油設備を使用したガソリンの容器に詰め替えられる上限がなくなりました。(200ℓ/日)

※静電気火災の防止対策や詰替え・注入時の流出防止対策等の必要な安全対策を講じる必要があります。

イ 固定給油設備から軽油を車両に固定された4,000ℓ以下のタンク

(内
部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る)に注入することができる

ようになりました。

※静電気火災の防止の観点から注入管を用いる等の必要な安全対策を講じる必要があります。

ウ 給油取扱所の業務に必要な設備として、尿素水溶液供給機の設置の基準が定められました。

※電気設備が内蔵されているものについては、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲以外の場所に設置する等の必要な安全対策を講じることで、固定給油設備が設けられたアイランド上に設置できることとなりました。

エ 屋内給油取扱所における急速充電設備の設置の基準が定められました。

※屋内給油取扱所に設置する場合は緊急遮断装置を設けるとともに、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲以外の場所に設置する必要があります。

オ 給油取扱所内に設置できる建築物の用途が拡大されました。

※延焼防止対策や避難対策等の必要な安全対策を講じることで、映画館、図書館、教会、工場、駐車場、倉庫、事務所等を設置できるようになりました。

カ 営業時間外に安全対策を行うことで係員以外の者の出入り制限が緩和されました。(安全対策を予防規程に明記必要)

※固定給油設備等の危険物を取り扱う箇所周囲には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずる必要があります。

また、係員以外が利用しない箇所及び設備には係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずる必要があります。

キ 荷卸し中に固定給油設備及び固定注油設備の使用ができるようになりました。(安全対策を予防規程に明記必要)

※固定給油設備及び固定注油設備のノズルに満量停止措置を設ける必要があります。

また、地下タンク及び簡易タンク並びに危険物を注入する移動タンク貯蔵所には、コンタミ防止措置を設ける必要があります。

危険物取扱者は、専用タンクへの荷卸し作業中の立会いや(単独荷卸しが可能な給油取扱所を除く)危険物の取扱作業の立会い及び監視業務を同時に行うことが想定されるため、具体的な安全対策について、予防規定に明記しなければなりません。